

第一回國會 厚生委員會會議錄第二十九号

昭和二十二年十一月十日(月曜日)
午前十一時二分開議

出席委員

委員長 小野 孝君

理事 田中 松月君 理事 山崎 道子君

理事 飯村 泉君 理事 武田 キヨ君

中 原 健次君 福 田 昌子君

松谷 天光君 國 田 直君

竹 田 儀一君 樺 旗 徳弥君

小笠原 八十美君 近 藤 鶴代君

村 止 清治君 野 本 品吉君

齋 藤 晃君

出席政府委員

總理廳事務官 三橋 則雄君

厚生事務官 葛西 嘉資君

委員外の出席者

厚生事務官 久下 勝次君

本日の會議に付した事件

醫療制度に關する件

國際電氣通信株式會社等の社員で、公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に關する法律案(内閣提出)(第四六號)

恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第六六號)

○小野委員長

これより會議を開きます。

前會に引續きまして恩給法の一部を改正する法律案及び國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に關する法律案の審査を行います。なお本日は時間の餘裕もあるかと思ひますので、議題になりました二法律案に直

接關係のない問題でも御發言の御希望があれば許したいと思ひます。野本品吉君。

○野本委員 恩給を現在支給されております大勢の人たちの生活の問題につきましまして、この前いろいろと質疑應答が交されたのでありますが、この點に關係します一、二の點について質問をしたいと思ひます。

恩給の問題は、公務員法の規定するところによりまして、人事委員會においてなるべく早く全面的な根本的な研究を遂げて、適當なる對策を立てるようになければならないというところが規定されておるのでありますが、公務員が實施され、直ちにこれに着手せられたといたしまして、相當の期間を必要とするであらうと思ひますが、今直ぐ着手されまして問題でありますのに、今後公布されます公務員法の規定によりまして、これから先相當な期間がなければ恩給が改正されないということになると、現在でも困つております多數の恩給受給者の生活の將來を考えますと、私どもは黙つて見ておることができないように思ひるのでございます。そこで受給者の生活がいかに苦しい状態におかれておるかというところは、この前いろいろ方面から意見がでましたので省略いたしますが、ここで政府にお伺ひいたしたいことは、政府としては先ほど申しました公務員法が實施され、公務員法による人事委員會の検討を経て、對策が立てられるまで、この問題を放置してお

くのであるかどうかということでありまして、人事委員會において恩給制度が検討せられ、そして新たな恩給制度が確立せられるまでは、かなりの時日がかかるだらうと存じます。この點につきましまして、今野本委員の仰せられた通りだらうと思ひますが、それならばそれまで現在の恩給受給者の生活の困つておることを認めながらも、そのまゝに放任しておくかということにつきましまして、政府としては恩給受給者の生活の非常な困難されておる實情をよく存じておるところでございすから、何とかそれまでの應急的な措置をいたしまして、何らかの對策を講じたいと考えている。案を練つておられますけれども、まだ具體的に處置し得る結論に至っていない實情でございす。この點は一般の恩給受給者に對しまして、私たちとしても心苦しく考へておる次第でございすが、今後この方面につきましても、できる限りの精進を續けまして、應急的な措置を講ずるようになつたことを考へております。

○野本委員 應急的な措置を講ずることによりまして、これらの人たちの生活を保護していきこうとする意圖のあることがはつきりいたしました。私は非常に感謝するものであります。

さらに伺ひたいのでありますが、恩給受給者の數及び金額等について、先般提供していただきました資料によりまして私の調査したものがあります。なおたゞいま別の調査も手もとに届いたものであります。これによりまして、六十歳以上の恩給受給者は人員において四萬五千四百八十二名、金額において三千四百六十七萬九千九百三十一圓、これと全受給者との比率を見ますと、人員において五四・二%、金額においては六〇・三%、五十歳以上の者が二萬六千八百二十三、四十歳以上の者が一萬一千八百八十人、三十九歳以下の者が四百七十七人ということになつておりました。六十歳以上の者が全受給者の半數以上を占めておる。この事實を私どもはどうしても見逃すことができないのであります。六十歳を超えるというこゝたになりますと、非常に、非常に現在のこのめまぐるしい、非常にあつたらしい世相の中におきまして、みづから仕事をみつけて働くことのできない人たちがあつた。これらの人たちはこの恩給を一つの頼りにして生活して、いかに大體道のない人たちが、かように考へて支えられないと思ひのであります。そこで私たちは、もし財政その他の關係上、一度にこの恩給の増額をすることができないとするならば、せめて六十歳以上というよりな生活能力のきわめて弱くなつておる者、それから年齢の點は別といたしまして、病氣その他の生活條件においてきわめて恵まれない者、こういう特殊な者を對象として、暫定的に至急對策を講じなければならぬ。かように考

へるのであります。このことについてどのようにお考えになつておりますか。お伺ひしたいと思ひます。

○三橋政府委員 恩給の應急的な處置をします場合には、今お話のようなことは十分に参考といたしまして考へなければならぬことと存じます。一般的に恩給を増額するといひますれば、また國家の一般的財政その他の點から支障を來す點もありましようし、また社會思想の面から考へましても、おもしろくない點もあると思ひます。また恩給本來の趣旨から申しましても、相當の年齢に達して、經濟的な獲得能力を喪失した人を主たる對象として、支給しなければならぬことはもちろんでございすから、そういうふうな點から考へましても、今お話のように、相當の年齢に達し、あるいはまた傷痍疾病にかかつて、働く能力のなくなつてしまつておるといふような人を、特に考へなければならぬということにつきましまして、まづたく御同感でございす。

○野本委員 ただいまの御答辭によりまして、當局が恩給受給者に對しまして、どういふ氣持でおられるかということがはつきりいたしました。私としてはきわめて満足するものであります。要するにこれらの問題は、あすの百圓よりも今日の十圓が問題なものである。來年の千圓よりも今の百圓が問題なんです。この點を十分考へてございまして、できるだけ早い機會に、これらの問題の解決に關しまして、

萬全の努力を希望いたしましたして私の質問を終ります。

○小野委員長 松谷天光光さんに申し上げますけれども、醫務局長はちよつと所用のために御出席になれぬようでありました。醫務局長の代つて出ておられますから御承知願います。松谷天光光さん。

○松谷委員 私は醫務制度に關しまして、今回發表されつゝありますとも軍醫に關する追放の問題について二、三お伺いしたいと思います。なおたまたま私の手もとにまいつております資料は、栃木縣の國立病院と東京國立第一病院、この二つの資料から推して御質問申し上げたいと思います。栃木病院におきましては、約五名の醫師が公職追放該當者として栃木病院を去ることになつておる。そのためにその醫師のもとに醫療を受けておられる約五百餘名の患者の方々の前途は、暗澹たるものになりつゝあるという現状でございます。これに對する醫師退職の猶豫に關しての嘆願が、その患者諸氏の連名によつて參つておるような状態でありました。また東京第一病院の調査によりますと、大體醫師總数が六十一名、これは熱海、小室の分院を含めたと申しますが、この六十一名のうちで追放該當者の方は三十二名おられる。この約半数にわたるところの追放該當醫師の方々の現状、殊にそのもとに、第一病院は言へば、殊にそのもとに、整形手術を大體専門になさる。全國から整形手術を受けられる方が東一に集集しておられる。他の病院では手術を受けることができないような重症患者がせつかくその信頼するところの醫師のもとに集まられる。そして明日へ

の希望を抱いておる矢先において、自分たちがつゝとも柱とも頼む、生命のただ一つの光明として期待をかけておる、その先生方が今ここで追放を受けて職を退かれる。その前に自己の五體のその將來を考えたときに、まつたく希望を失わざるを得ない。すでに精神的な動搖が非常に大きく現われつゝある、東一の例から見ますと、戦傷患者の治療が終るまでには、大體あと二三年はかかるであらう。長い方は中には四年、五年の方もあるやに考えられております矢先、この半数にわたるところの先生方を追放された、そのあとの處置は一體どうなさるつもりか、いかにしてその補充をなさる御計畫であるか、あるいはまたその補充がはたしてできるのかどうか、これを一つ伺いたしたいと思います。

また矢先は、たとえそこに補充ができたということになりましても、少くとも今まで四千遍に近い手術をしてきておられるところの現在の醫師の方々から考えれば、これから初めてそうした大手術に經驗をもたれていられる新しい醫師の補充に對しては、非常に患者が不安をもつことも事實でありますので、そうした點なども現在の厚生省としての御計畫を伺わしていただきたいと思ひます。

○久下説明員 松谷さんのお尋ねに對しまして私からお答え申し上げます。實はお尋ねの點につきまして詳細な資料を手もとにもつてまいりませんので、後刻また數字について申し上げたいと思ひますが、ごく概略のことを申し上げておきたいと思ひます。

國立病院に勤務しております軍醫につきましては、公職追放の問題の起りま

したときからの問題でございます。正式軍人でありました軍醫は申すまでもなく追放令の出したときに退職することになつたのでありますが、病院の特殊性から、今日まで逐次にこれを交替させて、醫療問題に支障のないようにするということに留任を認めていた

だいておつたのであります。最近に至りましてさらにこの問題が根本的に再燃いたしました關係筋とお話合ひをいたしておるのでございます。現状は舊大佐級に屬しますもの約七十名ほどの人々は、この機會にどうしても退職をしていただかなければならないというところに相なりまして、ただいまのところ逐次辭表の提出を求めておるのであります。後任につきましては、多くの人が院長等をしております關係上、目下のところ、各方面に折衝いたしまして急速に補充をいたすように取計ら

つておるような次第であります。大佐以外、中佐以下の人々につきましては、お話のようにその人々が全部退くことになりまします。醫療上ゆゆしい問題が起きますので、病院の經營上特に必要な人々、あるいは特殊技能をもつておつて殘留を必要とする人々につきましては、目下留任申請をいたしておるのでございます。中佐以下の人々については、今のような關係でしばらくは留任が認められるのではないかと期待いたしておるのであります。従つて問題は、大佐級の軍醫の人々だけが現實の問題としてあるのでございます。

ただこれはお話のごとく、その人々が去りますことは病院の經營上、あるいは患者のために困る場合が絶無とは申されないのでありますが、今申したような事情で、どうしても退職のやむなき

事情に至つておりますので、私どももいたしましては、急速に適任の後任者を得まして、お話のような支障のないように努めたいと考えておる次第であります。

○松谷委員 ただいまのお話で、大體大佐級に屬する七十名に對しては、ほとんどこれは確定的であるというように伺つたのであります。その中においても、特に補充のきかないというやうな、また特別技能者に對しても、これは特別留任をなおその筋にも現在まで要請しておられるのであります。か。あるいは全然をうした依頼をまだ當局としてはしておられないのであります。

○久下説明員 私どももいたしましては、最近にこの問題が起きましたときに、大佐級も含めまして病院經營上必要な人々の留任を申請いたしましたのでございます。いろいろ折衝いたしました結果、先ほど申し上げたような状態になつたのであります。

○松谷委員 なお中佐以下の特殊技能者の留任については、その留任の年月等についてはなおお打合せなどもあつたのでございましょうか。

○久下説明員 まだ最後の確定まで至つておりませんので、年限につきましては今日のところ申し上げられないのであります。私どもとしましては、先ほど松谷さんから仰せの通り、あとの醫療に支障のないというやうな見越しのつくまでは、留任をお認め願うやうにお話合ひをいたしておるのであります。その限度がどの程度になりますか、まだ最後の決定に至つておりませんが、私どもとしては今申し上げたやうな考え方で、御意見の通りの取扱ひを

するようにお願いをしておるのであります。

○松谷委員 なおその患者の方々が一番念願されるところは、手術の途中で醫師が變るといふことを非常につらく考えられ、できるならば、どうしてもわれわれの希望が實現することができないで、公職を退かれるという最悪の場合がかりにきたいたしまして、その手術を半分まで受けたところの醫師に、今後院外においての醫療を受けることが可能であるかどうか、そういうことは許されるものかどうか、ということをお聞きつておるのであります。か、こういう點についてはいかがなものであります。

○久下説明員 お尋ねのやうな點につきましては、具體的な場合に考慮いたさなければならぬと考えておるのであります。私どももいたしましては、なるべくその病院に後任に適任者を得まして、わざ／＼その先生の所へ行かなくても、病院において差支のない治療を受けられるやうにいたすことを原則として考えております。どうしてもその人でなければならぬというやうなことがございましては、具體的な場合によく考えたいと思ひます。か、ただいまのところさうな考えでおるのであります。

○松谷委員 大體御説明によつて了解ができたのであります。ただいまの御説明にもあつたやうに、その重要な地位にあり、また多數の患者の光となつておられる醫師の方々が退職なさる場合においては、ぜひ早急にあとの手配を十分にしていただきたいということをお願いいたしますと同時に、非常に精神的動搖をさういふ點においてし

ておられるところの各國立病院の、殊に大きな手術を受けられつつある患者の方々に對して、そのあとの處置を完全にするというのを、ひとつ何らかの方法において各患者の方々に御通達をいただき得るならば、非常に患者の方々も安心して明日よりの治療に當ることができると考へるのでございませう。この點をお願いいたしておきます。

次に社會局長が見えておられますのでお尋ねしたいと思ひます、それは生活保護法の扶助料に對する問題でございませうが、具體的な事例をもつて伺いたいと思ひます。生活扶助料は今年の四月一日に大増額があり、なお本年の八月一日よりの増額があつたと考へておりますが、これに對して未だ依然としてその増額支給がなされておらないという事實がございませうので、調査を進めてみましたところが、これは具體的にその事例を申し上げますと、東京都立川市高松町の問題でございませう。高松町三の六三長塚國吉ほかこの地區に住居される方々に對する扶助料が完全に行われていないという事實でございませう。市役所の方の厚生課に問い合わせてみましたところが、これは厚生省からその増額分が支給されておらないからだとしようという答辯があつたのでございませう。これに對して厚生省ははたしてその増額分に支給が未だなされておらないのであるかどうかという點を伺いたいと思ひます。

○高松政府委員 扶助の基準額が引上げられましたことについては、ただいま松谷委員お述べになつた通りでございませう。御承知のように扶助の基準額を上げたいといひますのはこれはそれぞれ物價が上つたことに伴つて上げたわけでありませう。八月のは御承知のように新物價體系に伴うものとして上げたわけでありませう。また今度米價の引上げが御承知のようにございませうので、これに伴つてまた基準額の引上げをなさなければならぬといふふうに思つております。御承知のように基準額を引上げるというのは、標準基準額にあくまでも標準でございませうので、標準の額といふふうに御承知をいただきたいのでありませう。個々の家庭について最低生活を保障するという生活保護法の精神から申しますれば、いろいろ収入がありませうたり、あるいはまた家族の構成に變動がありませうたりなどいふことがあつたと、必ずしも基準額の引上げがあつたから、すぐにその家庭に引上げの額だけ上げるということとは申せないわけではございませう。基準額が引上げられると同時に、その家庭でも別に収入等があるような場合におきましては、所定の収入を差引くといふふうなことになるのでございませう。當然増額があつたから全部の要保護者約二百九十萬の人に對して、それだけの引上げがあるということには實際なつておられないのでありませう。これは今申し上げることに、構成員あるいは収入の差引といふふうなことで引上げが行われておらないものもありませう。しかし八月末の調べによりませうと、七月と比べますとずつと上げられたはずでありませう。八月は一分の支出が約三億といふことになつております。七月は二億六千萬圓から七千萬圓で三千數萬圓の引上げがあつたわけでありませう。これはあまり正確ではありませんが申し上げておきます。これは數が増したのもありませうし、基準額に伴つて増額

されておるものも含まれておるといふふうに存じます。今お述べになりました立川等ではどういふふうな實例になつておるかといふことは私具體的に調べておりませうから、ここではつきり申し上げられませんが、政府の方から増額の支給がないからといふことを、立川市役所で言つたと松谷委員は仰せになるのでありませうが、これは基準額が引上げられるに伴ひまして、相當要するだらうといふふうなものは概算で交付をいたしてございませう。金を交付いたしましたのは十、十一、十二月分を十月の四日に送つております。それから七、八、九、十月分を七月に送つておるのでありませう。従つて七、八、九月に送つた分からは、八月から引上げたものは支拂はるべきはずでありませう。あるいは八月の値上りも大體このういふことにならうといふわけで、七、八、九月分を送りますときに若干その含みをもつて配當いたしてございませう。特に八月一日から基準が上ることになつたから増額の配當をするといふ措置はいたしておりませう。しかしもし生活保護法の方で足りないといふことでありますれば、これは知事の申請によりまして、義務費でありますから追加して送ることになつております。十月、十一月、十二月分を送りますのは非常な額も多くて、おそろくこの三分分として十二億三千萬圓が全國に配當をいたしました。七、八、九月分より大部分けいになつております。數字が違つておつたらお許しを願ひますが、それくない部分については、殊に災害地等においては要保護者が殖えるといふ状態もありませうから、そういう場合に

は追加する。たとえば先般の關東、東北の災害のような場合には、十月、十一月、十二月分を十一月から十一月中に使つてしまつて、十二月分が足らなくなるというふうな場合には、追加で配當をするといふことを縣廳によく申してあります。東京都等の場合においてもそういうふうな心づもりでありませうから、足りないといふことでありませうれば、追加するといふことに相なります。

○松谷委員 社會局長の詳細な御説明で大體厚生省のおとりになつてゐることについては了解することができました。この生活扶助の基準増額は、私も今御説明になつた通りに理解をいたしておりましたが、ただ立川市役所の厚生課から参りました書類によりませうと、たいへんこまかいことになつて恐縮でございませうが、ただいま取上げております要保護者は、昨年の十一月から扶助料を受取つておる者でありませうが、從來は百圓の収入があつた。従つて扶助料はその百圓を差引いた額であつた。それが本年の九月一日より民生委員の報告によつて、全然収入なき要保護者としての取扱ひを受けるようになり、現扶助費は十五圓七錢に變更しつておりましたが、生活扶助費支給額限度引上げによる國庫及び都府補助金未交付のため従前通りの額に支給しありといふ書類がこゝして届いておりますので、私としてはここに國庫及び都府補助金が未交付だといふ言葉がありませうので、厚生省から未だにその基準引上げについての全額が出ておらないのだらうかといふ疑念を抱いたわけでありませう。今局長さんから國庫からの支給は當然なされてゐるといふことを承り

ましたので、なお詳細調査いたしまして、こまかい點についてはその係の方とも打合せをいたしたいと思ひます。ただこの際局にお願ひしておきたいことは、こういう事例は私は決してこれ一つに止まらないと考へるのでございませう。殊にせつかく地方におきましてその當局の御盡力にもかかわらず、末端に参りますと、こゝして中央の意思がほとんど届いておらないといふような點があまりにも數が多いのではないかと考へますので、ひとつこの際扶助料がはたして徹底されておるものやら、どうやら、殊に要保護者の立場はみな弱いものでございまして、そういうことを民生委員に言ひ出すのさへも、疑問を抱きながら、なかなかその調査を自分の手からすることができないといふ状態ではございませう。このもつてまいりました本人にいたしまして、二人家族で二百六十數圓の扶助料を受取つておる。これではどうしても生きていけません。もう死ぬ直前になつて人からやつと誘われて相談に來た。そうして調査を進めてみると、どうも私も附に落ちない點もあるの、強く生きていただくことを申し上げると同時に、そういう弱い方々が團結して、ひとつ扶助料の調査を進めてみたらどうかといふことを申し上げ、なお私も厚生課等と交渉を重ねました結果、こゝういふ事實が判明いたしましたので、厚生省中央部から末端に對してのおお再度の御調査をしていただきたい。そうして黙しておる弱い方に對して、ほんとうに國家の温かい御努力のたまを末端にまで行き渡らせていただきたいとお願ひをいたします。なおこの問題については、あとで

こまかい御相談をさせていただきたいと思ひます。

○葛西政府委員 松谷委員からたいへんこまかく事情をお聴かせいただきましてありがとうございます。今お伺いいたしますと、本年の九月一日からは全然無収入の家庭というふうな取扱ひになつておるやうであります。もしはたして民生委員なり、あるいは市役所なりで調べたところが無収入の家庭であるというふうなことでありますれば、家族の構成員に差がなければ當然同額がいただけるものと私は今そういふふうに思ひます。國庫及び補助金未交付につきというふうなことは、市役所が申したとすればたいへんおかしなことであります。特に増額はいたしませんけれども、どん／＼おつしやつていただまして、足りないというところであれば、追加交付をするというところは何通も都道府縣の當局には申してあることでありますので、これは何かの誤解ではないか、足りないというところであれば、追加していくという措置は十分とるつもりでございます。實際二百數十萬、三百萬に近い要援護世帯につきましては、今申したやうに當然増額すべきものに、増額が行届いておらぬというやうな措置もあるやうかと思ひます。またあるいは逆に初めは女と子供だけで要援護世帯になつておつたが、主人が復員をしてきた、あるいは外地から引揚げてきたということになり、初めは収入がないから繼續してつづつ扶助をもらつておつたというやうな者もいるのでありまして、これらも、主人が就職をして若干の収入があるにもかかわらず、依然として扶助を繼續しておるというやうな事

例も私も耳にするのであります。かような場合は當然扶助を打ち切るべき、あるいは減額をすべきものであります。そういうふうなことで扶助の個々の世帯について適正にいつておるかどうかというやうな點、非常に心配になりますので、これは財務當局と打合せをいたしまして、本年の十二月一日現在をもつて全國一斉に要援護世帯の實情調査をすることになつております。これはすでに地方廳にもその方針を示しまして、個々の世帯についてカードを配りまして、さうして民生委員なり、あるいは役場の吏員等が出まして、これに必要な若干の經費は財務當局からいただまして、一斉調査をすることになつております。さういふときに今のような例は當然ひつかつてくると思ひます。これは個々の世帯のほかに、あるいはよく國會で御議論があらました、金が送つてあるにもかかわらず、どこかで止まつておるというやうなこともよく聞くのであります。従つてその金をこつちで送つた人、縣廳に著いた日、それから市町村に著いた日、それをどういふやうに經由しておつたかということまで、この機會に全部調査することになつております。さういふ時に發見をいたしましたは是正されるものも、多いだらうというふうな思つております。このことを併せて御報告申し上げておきます。

○松谷委員 ただいまの重ねての局長の御説明で諒をいたしました。十二月一日に全國一斉調査がなされるということをお願い、非常に心強く思ふものでございます。せつかく國家が出されて途中で行方知れずになつておるところの扶助金問題については、ぜひひとつ

十分に御調査をいただき、こうした今日の一切の懸念を除去してまいりたいと考えております。なお民生委員の問題はいずれ厚生委員會で別に扱う問題であると考えていますので、きようは略さしていただきます。

なお民生委員の方々に對する當局からの調査、常に温かい氣持をもつて一人一人の要保護者の實態調査、あるいはその實態を聴いていただくやうに、あるいは調査を怠りなく進めていただくやうに、また、實態は、いつも各委員から言われるやうに、私どものところに直接訴えに來る、その裏には民生委員にはどうしても訴えられないという實態の存しておるために、民生委員を飛び越して私どものところに來られなければならないということが存しておるのでありますから、ひとつこの點もお含みいただいて、十二月一日のお調べの中には民生委員に對する調査を特別に御配慮を願ひ、あるいは通達というものも併せていただけるならば、非常に幸だと考えております。私の質問はこれで打ち切ります。

○山崎(道)委員 ちよつとこれに附随してお伺ひしたいのでございます。當局は非常に生活保護法の實施には頭を使つておいでになるにもかかわらず、末端においては思ふやうにいつていない。これはしばしば耳にして私もやかましく言つておることでございますが、これについていまひとつお伺ひしたいことは、地元負擔金一割のことで、葛西さんの氣持はよくわかつておるのでございますが、このごろでは地元は何かと出費が多い。地方自治體の財政が困難であるというやうな立場から、非常に扶助額が上つてまいりましたので、一

割負擔が苦しいというやうなことで、一割を差引いて全額渡したことにして、その地元負擔金の一割は差引いて渡しておるというやうな例がたくさんあるのでございます。これに對してどういふやうにお考えでございましょうか。

あくまでも地元負擔金をいわゆる社會愛というやうなつもりで残しておいた方がよいという御意見なら、さういふ現實に起つておることに對しては、さういふやうな處置をおとりになるお考えであるかということをお伺ひたい。

○葛西政府委員 山崎さんのお尋ねでございますが、私どももさういふことをやつておるというやうな話を一、二耳にいたしたのであります。具體的にさういふやうな話があつた場合には、現在の法律におきましては一割を町村にもつてもらうということとは、國の生活保護法でちゃんときめてあるものであります。これをたとへば千圓やつて、一割の百圓を返してもらつて、九百圓だけやつておつたというやうなことをそのまゝ私は放置する意思はございません。九百圓しか現實に本人に渡つておらぬものならば、九百圓の一割負擔を地方廳の清算でささるやうであります。さういふ例があつたというところを開いたときには、それは九百圓で清算をしるというやうに申しております。法律できめてあるものを地方が負擔しないというところは、政府としてはできぬことであります。

それから一割負擔の問題につきましては、これは山崎さん御承知のやうに、私も法律の御審議をいただきました際にもさうでありますし、やはり國、公共團體というやうな組織でやることになつ

ております。以上は、地方にある程度の負擔を願うことが、立法論の立場から見ても適當じやないかというふうな考へております。それから地方財政の苦しい點も、これは今お述べの通りであります。なか／＼火の車であります。しかし先般も内務省なり、あるいは大藏省當局と、實際全體の地方負擔というやうな觀點から、地方の聲がやかましいものでありますから調査をいたしました。府縣市町村の全體の經費をまとめてみますと、ちよつと大體把言い方であります。八パーセントくらいがこの生活保護法の金だということになつております。具體的に町村等に参りますと、六割くらいをもつていただいておるころもあるやうであります。そんなやうなわけでありまして、實際全體が、地方財政の状況から考えますと、生活保護法の一割負擔がもてないという實情ではないという結論に到達をいたします。私山崎さんにはかねて申し上げたことであります。近隣の村へ突然に行きまして具體的に調べてみました。さうすると一戸あたりの生活保護法の負擔というやうなものをもつていただくと金はきつめて少ないものであります。これくらい金ももてないというやうなことで、これを全額負擔にしなければならぬというやうな段階にはまだ達しておらぬ。それよりもやはり隣保相扶と申しますか、社會連帶と申しますか、さういふやうな意味である程度地方に負擔していただいて、そして國と地方と相呼應して、生活保護法を實施してまいらうというやうな現在のやり方の方が、立法論としても適當ではないかと思つております。金額も負擔できないことはない。また

一戸當りに具體的に調べてみまして、も大した金額になつておらぬ。むしろ何かのために一つのあれじやないかというふうに思われる節もあるのであります。いろいろな經費の國庫の補助もありまして、八割を國庫で出しておるといふものはないと私は承知いたしております。それで横道にそれをおそれますが、一割負擔というよりなことも、もし差引いてやつたとするならば、差引いたものを實際の給與額として、そのもの一割を地方に負擔させて清算をさせるという方針は、これは現在の法律がそうでありまして、これをせむひをうけようというふうにしたいと思つております。

○山崎(通)委員 現在の法律がそうです。確かに法の建前からいけば、一割差引いたものを支給した場合に、その中の一割をまた地方に負擔させる、それは公式論でございまして、けれどもこれはどこで調べられますか。民生委員と町村長というものは、その腹でやつております。それで保護を受ける者は弱いのでございまして、こういう場合には、調査は困難だと思ひます。それからいま一つは、とにかく渡したことに帳面づらはなつております。千圓出して一割は地元で負擔したということになつておつて、現實には本人に九割しか渡つていないということになる。そしてまた九割から一割引くということになれば、政府や町村はいいかもわかりませんが、もう一方はばかみちやう。私はどうしてこの點をよほど徹底していただかなければ、松谷さんでも申されたように、弱い者がいつも泣き入るになつてお

ります。殊に入割を政府が負擔をして、二割が縣と地元負擔であるにもかかわらず、この生活保護法の適用にあつてこつていふ摩察が各所に起きておりますのは、私非常に心細く思つております。今度の兒童福祉法が通りまして、いろいろな施設費が地方にいくということになりました。なにかこれを実現することは困難だと思ひます。で、この精神を何とかひとつ徹底していただかなければ困ると思ひます。それから今言いましたように、地元負擔が一割というになると、最高額はどうしても出せないのです。困つていでも、なるだけ出さないように出さないようにしてまいりますが、地方の人々のやり方でございまして、私は受ける人の立場になつてみると、葛西さんの話を聞いてみると、なるほどなと思つております。けれども現實にぶつかるとどうでないので、だからこの一割負擔のことは今後十分に研究してまいりたいと思つております。現實にそういう面があるのを今度はどうしてまいりまして、ひとつその方面の御教養を願ひたいと思ひます。

○葛西政府委員 實際に即しての山崎委員のお話、どうして發見するかというところでございまして、これはやはり私も耳にしましたもの、そういうふうなことが要保護者の口から漏れるか何かいたしまして、ある村にこういうことがあるということを縣廳が聞きまして、そうして私どもに言うてまいつたのであります。こういう場合には、どうせといふことを縣廳に命じておられます。そういうわけでありまして、十二月一日の一斉調査の場合にもその適當の民生委員だけではなしに、地方

事務所もしくは縣廳あたりからも行つてもらつてもいいと思ひます。そして今お述べになつたような點を見つかることも、たいへん大事な一斉調査のねらいでございまして、松谷委員が申されました民生委員のいろいろな注意というところもねらつております。また今山崎委員の仰せになりました點も、今度の一斉調査では縣廳、あるいは地方事務所からは各町村へ行つてもらつてもあります。相當旅費等もいただきましてから行つていただくことにしてみてもあります。しかし、これをどうして發見するかというところは、山崎委員御指摘のようになかなかむづかしい問題でありますけれども、これはいろいろ聞きこみながら、投書あるいは國會の方々から具體的にお述べいただいた例、こういうふうなものも實際につきまして地方廳等で調べまして、實は私の方では投書をはかものがある場合には決しておろそかにいたさないで、必ず地方廳を通じて調べさせて結論を得ております。そんなふうにして、いろいろ間違ひがないようにせひしてまいらなければならぬ。法の權威のために、ぜひやつてまいらなければならぬというふうに思つております。地方負擔の問題は山崎委員慎重審議を願うということでありまして、私も研究をさせていただきます。

○山崎(通)委員 局長の御熱心な御調査によりまして、ぜひこういう面を是正していただきたことを強く要望いたしておきます。それから生活保護法で増額になつたけれども、これはあくまでも基準額であつて、一律に増額すべ

きものでないといふことを強くおつしやいましたのでございまして、今要保護者は非常に困つております。配給がきても受けれないといふ人が多いでございまして、金額最高額をいただいても、考へてみましてやつていけるわけがないのでございまして、少く出そうといふような氣持を捨てて、ぜひ生きられるまで出していただくことをお願いいたしておきます。それからいま一つ、これはほんとうにお願いでございますが、醫務局の方で――私たちは非常に心配しております。傷痍軍人の有料の問題でございまして、けれども、これについて生活保護法でやろうといふことになつておりますが、なにかこれは適用に當りまして、地方町村でこの醫療費を出してくれないのでございまして、これはまたいつも問題になつております。扶養義務者の問題がひつかりまして、思うように出ていただけてなくて非常に困つております。そのために話がかないうちに退院をいたしますと、追つかけ病院の方から退院した先まで取立てが来ておる實例がございまして、こういう點につきましても法に涙をまたして運営するようによ御指令が願ひたいと思ひます。

いま一つお伺ひしたいことは、今入院料は生活保護法ではいくらになつておりますか、この點はよくとお聴かせ願ひます。

○葛西政府委員 第一にお述べになりました最低生活を保障するといふのは、これは生活保護法に書いてあります通りであります。最低の生活をあくまでもこの法律によつて保障する基準額でございまして、どうしてもそ

れ以上要するという場合には、所定の手續を経てやるというのを申ししておりますが、その通りでございまして、私國會へ参りますときに、縣から二つばかり基準外の認可を大臣に申請してきた例がございまして、それを今見て來たのでよく記憶をいたしております。最近だん／＼とほんとうに必要であるといふようなことで、大臣まで申請してくる例が大分多くなりました。これはたいへん結構なことだと思つております。まあ出せないからなにか、所定のところまで出せないという實情のあることもよくわかります。またただいまそういうふうなことを申し立てている例のあることも御承知願ひたい。これは機會あるごとに言つておりますから、最低生活をあくまでも保障するといふ建前は今後守つていきたいと思ひます。

第二に傷痍者で病院に入院している者の有料の問題であります。今山崎委員は有料のものを生活保護法でやるというふうに言われましたが、生活保護法にかかるとは生活保護法でやりませんが、生活保護法にかからないし、また自分でも出せない者がありますれば、御承知のように病院當局で減免する處置をとることになつております。

元傷痍軍人だからという理由をもつて特に生活保護法を甘く取扱ふことは現在の狀態ではできないことは御承知の通りであります。ただできる限り生活保護法の濫用を精神でやれるように、無差別平等という限度において、できるだけのことはやつていきたいと思つております。最近國立病院の入院患者に對する生活保護法の適用のパーセンテージを見ますと、必ずしも一般

と比較して少いというふうにはなつていない。従つて國全體から申しますと、これらに對する生活保護法の適用は峻厳であつて、もつとやらなければならぬという状態にはなつていないのじやないかと思ひます。しかしでき得る限り生活保護法の温かい精神で指導してまいりたいと考えております。入院料の方は御承知のように健康保険できめました一點單價四圓で、たしか二十點に四圓をかけたものということになつております。最近生活保護法で變更したのは、今まで施設へ入院している場合には、入院者に對して入院料から一割を引いたものをやつて、そのほかに施設事務費を出すというやり方でありましたが、八月一日から取扱ひをかえて、一割引をやめて入院料は全部いく。その代り施設事務費は出さないということにいたしましたのであります。この方が若干有利のようであります。

○山崎(通)委員 生活保護法を特に傷損軍人だから甘く扱えという意味ではないのですが、御承知のように遠くに入院しております者を、その地元申請してやりました場合に、なか／＼地元が思ひ通りに手續をやつてくれないのであります。それから先ほどからひつかつております地元負擔金というものが禍をいたしましたので、なるたけ出すまいという精神がここにも流れておるのであります。そういうことのないように、遠くに入院しておる者に對しましては、温かい氣持をもつて民生委員がすぐに扱つていただけるように御指示をぜひ願ひたいと思ひます。

○松谷委員 今の山崎委員の質問に關連して、なお山崎委員からも言われておりましたが、今局長の言われたそ

の地元負擔によつて一割が差引かれた場合には、その差引かれた中の一割を差引いたらよいではないかという局長の考え方は、あまりに官僚的であると思ひます。少くとも官僚的な考え方はどうか厚生省においては除去していただきたい。とにかく机の上の數字ではそれが成り立つかもしれないませんが、山崎委員からも言われたように、受取る方の身になつてみますれば、それがただ一つの命の綱であるということをよくお考えになつていただきたい。計算の上ではそれで済む、あるいは厚生省の責任はそれで済むのだというふうな從來の厚生省の行き方というものを、どうかここできつぱり切り捨てていただきたい。少くとも社會局長初め厚生省の方々においては、いわゆる官僚的と言われるやり方を絶對におとりいただかないように、ひとつたいへん遺憾であります。お願いをいたしたい次第であります。

○葛西政府委員 私の上り上げ方がたいへん悪かつたものですから、松谷委員から官僚的というおしかりを受けましたが、私どもも實はそういうつもりで申し上げたのではないので、ひとつ御了解をいただきたいと思ひます。生活保護法は要保護者の最低生活を保障するといふ建前でありますから、私どももそれが足りなければ、最低生活は保障できないことはわかつておりますが、その意味で申し上げ方が不十分で悪かつたら訂正いたします。山崎委員から一割引いて渡したのをどうするかと言はれましたから、それはやはり一割引いて渡したものが扶助額であるから、清算のときは渡した額を基礎にして清算する。御質問がそういうふうで

ありましたから、申し上げたのでありまして、私の氣持はそれで官僚的で事足れりとして申しておるのではないといふことをよく御了解願ひたいと思ひます。

○小野委員長 本日はこれをもつて散會いたします。

午後零時七分散會